

小樽市宿泊税条例（原案の概要）

小樽市 財 政 部 市 民 税 課
産業港湾部 観光振興室

1 宿泊税導入の必要性と目的

(1) 小樽市の観光の課題

小樽市は、恵まれた自然環境や魅力ある都市景観を有し、年間約800万人の観光客が訪れる観光地として国内外で高い知名度を有しています。

しかしながら、観光客の滞在時間が短いことや観光スポットが固定化していること、ホスピタリティの向上などが課題となっており、観光都市として更に発展し、持続可能な観光地域づくりを進めるためには、観光客が多彩で奥深い魅力を体感し、何度でも訪れたいと思えるまちを目指し取り組む必要があります。

このため、小樽運河周辺などの一部の観光スポットのみならず、小樽市内に潜在する多くの知られざる観光資源を掘り起こし、滞在型観光へ結び付けていくことや、インバウンド誘致の強化、施設などのハード面の整備、小樽の魅力の情報発信を継続して実施するなどの取組が必要であり、新たな行政需要に対応するための安定的な新たな財源の確保が求められています。

(2) 宿泊税導入検討の経過

安定した観光財源の確保に向けた庁内検討会議として開催した「新たな財源確保に向けた庁内研究会」（令和元年5月～10月、全3回開催）において、他自治体の事例などを参考に研究を重ね、観光財源確保策としては、法定外目的税である「宿泊税」が適当であるとの結論に至りました。

これを受けて、経済団体、宿泊団体及び学識経験者で構成する「小樽市観光税導入に係る有識者会議」（令和元年11月～令和5年2月、全5回開催）において、「宿泊税」の制度概要案等について検討し、令和5年2月、小樽市長に対し、観光振興のための安定的な新たな財源について一定の方向性を取りまとめた「提言書」を提出いただきました。

この提言を受けて、小樽市では「宿泊税」導入を目指し、同じく導入予定の北海道や道内他市町村との調整や総務省との意見交換、宿泊事業者等に対するアンケート調査や説明会などを進めてきました。

(3) 宿泊税の使途

新たな財源として導入する「宿泊税」の使途は、受益と負担の関係性を考慮し、また、宿泊者や宿泊事業者などの十分な理解を得る必要があり、具体的な使途については、協議会の設置などにより関係者の意見を参考に検討する仕組みを構築します。

宿泊税を活用する観光振興施策として以下が挙げられます。小樽観光にとってその時代に即した最良の運用ができるよう、使途については柔軟性や自由度を高め、実効性のある施策を展開していきます。

【主な取組事例】

(1) 歴史遺産や個性ある景観の保全	
①	歴史的建造物の保全
②	美しい街並みや景観の保全
③	歴史的建造物及び景観の周知啓発
(2) 観光インフラの整備	
①	公共無線LAN（W i - F i ）の整備
②	観光客等が多く利用する道路等の除排雪
③	観光客等が多く利用する道路、公園・緑地の整備・維持管理
④	観光施設の高付加価値化（ユニバーサル化等） 等
(3) 受入環境の整備	
①	観光案内所の機能強化
②	観光客等災害対応
③	観光M a a S 構築
④	オーバーツーリズム対策 等
(4) マーケティング等に基づく観光戦略策定とそれに基づく取組	
①	観光関連各種調査
②	地域DMOの施策推進強化
③	観光を支える人材の育成
④	夜間帯、早朝帯を活用したコンテンツ造成 等
(5) 観光振興における不測の事態や社会情勢の変化等に対応するための基金への積立て	
①	災害等による観光需要の落ち込みに備えた基金の創設
(6) 賦課徴収に係る経費	
①	特別徴収義務者への奨励金
②	賦課徴収に係る職員人件費・システム経費
③	宿泊税リーフレット（多言語） 等

2 小樽市宿泊税条例（原案の概要）

(1) 条例を制定する目的

小樽市が導入する「宿泊税」は、地方税法第5条第7項に規定する法定外の目的税で、同法第73条第1項の規定により、市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため法定外目的税を課すことができるとされています。

これらの規定に基づき、観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など、持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的として「小樽市宿泊税条例」を制定します。

(2) 用語の意義

この条例において使用する用語の意義は、次のア～オに定めるところによります。

ア 旅館業

旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）

イ 住宅宿泊事業

住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業

ウ 宿泊施設

旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅

エ 宿泊

寝具を使用して宿泊施設を利用すること。

オ 宿泊料金

宿泊の対価として支払うべき金額

(3) 課税客体及び納税義務者

宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その「宿泊者」が宿泊税の納税義務者となります。

(4) 課税の方法

ア 税率

宿泊税は、宿泊者1人1泊につき200円の「定額制」とします。

宿泊税の税率については、広く宿泊者の負担を求めることが望ましく、かつ、宿泊事業者の方に負担がなるべく掛からないよう簡素な制度とすること、また、宿泊料金によって宿泊者が受ける行政サービスの程度に違いはないことなど、公平性及

び応益性の観点から、宿泊料金による段階や免税点（一定の宿泊料金までを免税することをいいます。）を設けず、一律の課税とします。

イ 課税免除及び減免

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除きます。）が主催する修学旅行などの学校行事に参加する者等については、課税免除とします。

また、宿泊者が、火災、震災などの災害を受けた者と認められるときは、宿泊税を減免します。

(5) 徴収の方法

宿泊施設において宿泊料金と併せて宿泊税を徴収し、その後、小樽市に申告と納入をしていただく「特別徴収」方式により徴収します。

ア 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者（以下単に「特別徴収義務者」といいます。）は、宿泊施設の経営者です。なお、市長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができます。特別徴収義務者は、宿泊者から宿泊税を徴収しなければなりません。

イ 特別徴収義務者の届出

特別徴収義務者は、新たに宿泊施設の営業を開始する場合は、営業開始日の前日まで（市長から指定を受けた特別徴収義務者は、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、宿泊税の特別徴収義務者であることを市長に届け出なければなりません。

届出後においては、届出事項に変更が生じた場合や、宿泊施設の営業を休止し、若しくはその後再開する場合又は廃止する場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければなりません。

ウ 宿泊税の申告及び納入

特別徴収義務者は、宿泊者から徴収した宿泊税を毎月末までに前月1日から同月末日までの徴収分を市へ申告し、納入します。ただし、一定の要件を満たす場合は、3か月ごとの申告及び納入を可能とします（申告納入期限の特例）。

正当な理由がなく宿泊税の申告や納入が適正になされなかった場合は、「過少申告加算金」や「不申告加算金」、「重加算金」などの加算金が課されます（地方税法第733条の17～第733条の19）。

エ 納入義務の免除等

特別徴収義務者が宿泊料及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなかったことについて正当な理由があると認められる場合又は天災等避けることのできない理由により徴収した宿泊税を失った場合は、当該特別徴収義務者の申請に

よりその宿泊税が既に納入されているときは還付し、まだ納入されていない場合は納入の義務を免除します。

オ 納税管理人

特別徴収義務者は、市内に住所や居所、事務所又は事業所（以下「住所等」といいます。）を有しない場合は、市内に住所等を有する者のうちから「納税管理人」を定め、納税管理人申告書を市長に提出するか、市外に住所等を有する者のうち、納税に関する一切の処理につき便宜を有する者を「納税管理人」として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければなりません。

ただし、当該特別徴収義務者が宿泊税の徴収の確保に支障がないことを市長に申請し、その認定を受けた場合は、納税管理人を定める必要はありません。

カ 帳簿の備付け等

特別徴収義務者は、以下の書類を備え付け、又は作成し、保存しなければなりません。

(7) 帳簿 宿泊施設ごとに「宿泊年月日」「宿泊料金」「宿泊者数」「宿泊税の課税対象となる宿泊者数（以下「課税宿泊者数」といいます。）」「宿泊税額」を記載した帳簿（保存期間：5年間）

(4) 関係書類 「宿泊年月日」「宿泊料金」「宿泊者数」「課税宿泊者数」「宿泊税額」が記載されている書類（宿泊の際の売上伝票等）（保存期間：2年間）

なお、これらの書類については、電磁的記録をもって代えることができます。

(6) 関係法令の適用等

ア 賦課徴収

宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、地方税法その他の法令や小樽市税条例の規定が適用されます。

イ 搜索、差押え等の取扱い

宿泊税は、地方税法第22条の7第1項に規定する間接地方税及び同法第22条の20第1項ただし書に規定する夜間執行の制限を受けない地方税として条例で指定するため、許可状がなくても、また、夜間においても、搜索、差押えなどをすることができます。

ウ 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定めます。

(7) 罰則規定

ア 帳簿の記載義務違反等に関する罰則

(5)一カのとおり、特別徴収義務者には、帳簿の記載及び保存並びに関係書類の作

成及び保存等についての義務を設ける予定であり、宿泊税の適正公平な課税の実効性を高めるため、当該義務に違反した場合の罰則規定を併せて設ける予定です。

イ 納税管理人に係る不申告に関する罰則

(5)ーオのとおり、市内に住所等を有しない特別徴収義務者で、納税管理人を定めないことの認定を受けていない者には、納税管理人に係る申告義務を設ける予定であり、正当な理由なく当該義務に違反した場合の罰則規定を併せて設ける予定です。

※ なお、罰則の内容は、北海道や宿泊税を既に導入している他の自治体の条例を参考に検討を進め、関係機関との協議を経て決定いたします。

(8) その他

ア 施行期日等

地方税法第731条第2項の規定により、法定外目的税を新設しようとする場合は、あらかじめ総務大臣の同意を得なければなりません。この条例の施行の日（以下「施行日」といいます。）は、この総務大臣の同意があった日（以下「同意日」といいます。）後に、規則で定めます。宿泊税は、施行日以後における宿泊に対し課税されることとなります。ただし、(8)ーイ及び(8)ーウについては、同意日から施行します。

イ 特別徴収義務者の事前の届出

同意日において現に旅館業若しくは住宅宿泊事業を営んでいる者又は同意日から施行日までの間において旅館業若しくは住宅宿泊事業を営もうとする者は、(5)ーイにかかわらず、施行日の前日までに、特別徴収義務者としての届出をしなければなりません。

ウ 準備行為

特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認及び認定その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができます。

エ 検討

この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を行い、必要に応じて所要の措置を講じることとします。

3 その他

(1) 特別徴収義務者への奨励金（交付金）

特別徴収義務者の宿泊税徴収に関する事務経費の一部を支援するため、宿泊税先行導入自治体の取扱いを参考に、宿泊税納入額に一定の割合を乗じた金額を特別徴収義務者へ交付する制度を設ける予定です。

(2) 北海道の宿泊税

北海道が宿泊税を導入した場合、小樽市が北海道分もまとめて徴収する予定です。

※ 特別徴収義務者の事務負担の軽減を図るため、小樽市・北海道の宿泊税をまとめて小樽市に申告・納入する取扱いとする予定です。この場合、小樽市に納入された北海道の宿泊税は、小樽市から北海道に払い込みます。

【北海道が宿泊税を導入した場合の税額のイメージ】

宿泊料金	市税	道税（案）	宿泊税総額
2万円未満	200円	100円	300円
2万円以上5万円未満		200円	400円
5万円以上		500円	700円

※ 上記のうち、道税額については、北海道が令和6年4月22日～5月23日に実施したパブリックコメント資料「新税の考え方（懇談会議論のまとめ）」を元に記載

4 今後の想定スケジュール（R8.4月導入の場合）

年度	R6 年度						R7 年度												
月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
パブリックコメント実施	●																		制度開始（条例施行）
令和6年12月議会（条例案等審査）			●																
総務大臣協議（3か月程度）																			
条例施行日決定							●												
周知・広報																			
宿泊税実務担当者説明会の実施																			

5 意見等の提出先及び問い合わせ先

○ 財政部 市民税課 税制グループ

所在地 〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号（小樽市役所別館2階）

電話番号 0134-32-4111（内線241）

F A X 0134-22-5354

Eメール siminzei@city.otaru.lg.jp